

福岡市公衆浴場特例基準要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、福岡市公衆浴場法施行細則（昭和47年規則第84号。以下「規則」という。）第6条の2第2項の規定による緩和後の構造設備に関する措置の基準及び第6条の3第2項の規定による緩和後のその他の措置の基準について定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の定義は、条例で定めるところによる。

(構造設備に関する措置の基準の特例)

第3条 規則第6条の2第2項の規定による緩和後の構造設備に関する措置の基準は、次のとおりとする。

- (1) 営業者が、その他の公衆浴場において、浴室及び脱衣室を家族等の一の団体の入浴者に占有させて利用させる場合は、当該浴室及び脱衣室に係る基準については、別表第1の左欄に掲げる基準については、それぞれ同表の右欄に掲げる基準とすることができる。
- (2) 営業者が、その他の公衆浴場において、浴室を水着等を着用した者に入浴させる場合であって、水着等の常時着用を入浴者に義務付け、当該浴室内に湯水を常時供給する栓（サウナ等の入浴設備にあつては、シャワー）を設けないなど風紀の乱れが生じるおそれがないときは、当該浴室に係る基準については、別表第2の左欄に掲げる基準については、それぞれ同表の右欄に掲げる基準とすることができる。
- (3) 営業者が、その他の公衆浴場において、サウナ設備のみの浴室その他の入浴に伴う汚水が発生するおそれがない浴室を入浴者に利用させる場合は、当該浴室に係る基準については、別表第3の左欄に掲げる基準については、それぞれ同表の右欄に掲げる基準とすることができる。

(その他の措置の基準の特例)

第4条 規則第6条の3第2項に規定による緩和後のその他の措置の基準は、次のとおりとする。

- (1) 営業者が、普通公衆浴場又はその他の公衆浴場において、浴室を家族等の一の団体の入浴者に占有させて利用させる場合は、別表第4の左欄に掲げる基準については、同表の右欄に掲げる基準とすることができる。
- (2) 営業者が、その他の公衆浴場において、浴室を水着等を着用した男女に混浴させる場合であって、水着等の常時着用を入浴者に義務付け、当該浴室の内部を公衆浴場内の通路等から常に見通せる構造及び配置とし、当該浴室内に湯水を常時供給する栓

（サウナ等の入浴設備にあつては、シャワー）を設けないなど風紀の乱れが生じるおそれがないときは、別表第5の左欄に掲げる基準については、同表の右欄に掲げる基準とすることができる。

附則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表第 1

基準	緩和後の基準
出入口は、男女別に区画すること。 【条例第 4 条第 2 項第 1 号の規定により適用される同条第 1 項第 1 号】	—※
脱衣室及び浴室は、男女別に設け、その境界は、高さ 2 メートル以上の仕切りで区画し、相互に見通せない構造とすること。 【条例第 4 条第 2 項第 1 号の規定により適用される同条第 1 項第 3 号】	—※
脱衣室には、入浴者が利用できる便所並びに防虫、防臭及び流水による手洗いのための設備を設けること。 【条例第 4 条第 2 項第 1 号の規定により適用される同条第 1 項第 6 号】	公衆浴場内には、入浴者が利用できる便所並びに防虫、防臭及び流水による手洗いのための設備を設けること。

※適用除外とする。

別表第 2

基準	緩和後の基準
出入口は、男女別に区画すること。 【条例第 4 条第 2 項第 1 号の規定により適用される同条第 1 項第 1 号】	—※
脱衣室及び浴室は、屋外から見通せない構造とすること。 【条例第 4 条第 2 項第 1 号の規定により適用される同条第 1 項第 2 号】	脱衣室は、屋外から見通せない構造とすること。
脱衣室及び浴室は、男女別に設け、その境界は、高さ 2 メートル以上の仕切りで区画し、相互に見通せない構造とすること。 【条例第 4 条第 2 項第 1 号の規定により適用される同条第 1 項第 3 号】	脱衣室は、男女別に設け、その境界は、高さ 2 メートル以上の仕切りで区画し、相互に見通せない構造とすること。
脱衣室には、入浴者が利用できる便所並びに防虫、防臭及び流水による手洗いのための設備を設けること。 【条例第 4 条第 2 項第 1 号の規定により適用される同条第 1 項第 6 号】	公衆浴場内には、入浴者が利用できる便所並びに防虫、防臭及び流水による手洗いのための設備を設けること。
浴室には、浴槽又はサウナ等の入浴設備並びに湯水（再利用したものを除く。）を常時供給する栓（サウナ等の入浴設備にあつては、シャワー）を適当な数設けること。 【条例第 4 条第 2 項第 2 号】	浴室には、浴槽又はサウナ等の入浴設備を設け、公衆浴場内に湯水（再利用したものを除く。）を常時供給する栓（サウナ等の入浴設備にあつては、シャワー）を適当な数設け、その場所について次の措置を講じること。 ア 床は、不浸透性材料で造るとともに、汚水を速やかに排水できる構造とすること。 イ 湯気抜き又はこれに代わる機械設備を設けること。 ウ 内壁を不浸透性材料で造る場合を除き、床面から少なくとも 1 メートルの高さまで耐水性材料で覆うこと。

※適用除外とする。

別表第 3

基準	緩和後の基準
浴室の床は、不浸透性材料で造るとともに、汚水を速やかに排水できる構造とすること。 【条例第 4 条第 2 項第 1 号の規定により適用される同条第 1 項第 8 号】	—※
浴室の内壁は、不浸透性材料で造る場合を除き、床面から少なくとも 1 メートルの高さまで耐水性材料で覆うこと。 【条例第 4 条第 2 項第 1 号の規定により適用される同条第 1 項第 9 号】	—※

※適用除外とする。

別表第 4

基準	緩和後の基準
7 歳以上の男女を混浴させないこと。 【条例 5 条第 1 項第 4 号又は同条第 2 項第 1 号の規定により適用される同条第 1 項第 4 号】	—※

※適用除外とする。

別表第 5

基準	緩和後の基準
7 歳以上の男女を混浴させないこと。 【条例 5 条第 1 項第 4 号又は同条第 2 項第 1 号の規定により適用される同条第 1 項第 4 号】	—※

※適用除外とする。